

第十三回 一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会會議録第四号

昭和二十七年六月四日(水曜日)午後二時四十分開会

出席委員

衆議院側

- 議長 倉石 忠雄君
副議長 西村 久之君
岡西 明貞君 福永 健司君
田中不破三君 田中伊三次君
藤枝 泉介君 淵上房太郎君
水田三喜男君 村上 勇君

参議院側

- 議長 草葉 隆國君
副議長 館 哲二君
加藤 武徳君 宮田 重文君
小野 哲君 溝口 三郎君
木下 源吾君 カニエ邦彦君
油井賢太郎君 紅鷲 みつ君

委員外出席者
衆議院事務局側
参事(委員部長) 鈴木 隆夫君
衆議院法制局側
法制局長 入江 俊郎君
参議院事務局側
参事(委員部長) 宮城 完孝君
参議院法制局側
法制局長 奥野 健一君

會議

一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会會議録第四号 昭和二十七年六月四日【参議院】

○議長(倉石忠雄君) それでは本日は私が議長を務めます。

これより一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会を開きます。本日も前回に引続いて懇談の形で暫く御協議を続けたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○議長(倉石忠雄君) それではこれより懇談会に移ります。午後二時四十一分懇談会に移る

午後四時十一分懇談会を終る
○議長(倉石忠雄君) これにて懇談会を閉じます。

それでは三十分間休憩いたします。午後四時十二分休憩

午後五時三十三分開会
○議長(倉石忠雄君) 休憩前に引続き會議を開きます。

この際草葉君から發言を求められております。これを許します。
○草葉隆國君 この協議会を開くことすでに四回に及びまして、熱心に協議成案の作成のために検討して参つたのでございまして、その四回に亘つた結果作り上げました成案をここに申上げて皆さんの御賛成を頂きたいと思ひます。「一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案、別表第六の備考に次の一項を加える。本表は暫定的のものであつて、成るべく速かに昭和二十七年五月六日行なつた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。附則は参議院議決の通りとする。」以上であります。

○議長(倉石忠雄君) 只今草葉君から御提示のありました案を協議案として議事を進めて御異議ございませんか。
○議長(倉石忠雄君) 御異議がなければこれを協議案として御協議を進めて頂きたいと思ひます。本協議案について何か御意見はございませんか。
○木下源吾君 それは懇談の際にも草葉君から言われましたように、必ずしもこの内容の字句に拘泥するわけではありませんが、斟酌という字句はいわゆる尊重ということに我々は解しております。その点を一つ確認をして頂きたいと思ひます。

○小野哲君 成案のうちで成るべく速かに参議院の修正議決を斟酌して改訂するものとすと、こういうことになつておられますが、成るべく速かにというところにつきましては、次期国会に成案を得て財源措置を伴ひ、又予算的な措置をいたしまして、これを提案するのと、こういうことに了解してよいかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。
○議長(倉石忠雄君) 最初木下さんの言われました斟酌してというのには尊重してという意味であるということをお確かめになつていますが、その点も一つ。
○田中伊三次君 第一点の斟酌の意味

は尊重の意味という御意向は衆議院側としても同感であります。第二の時期でございますが、これはいづれも懇談会の際に申上げたように、両院の委員会の協同の御盡力によつて政府は先ず勧告と同時に財政的措置を行わなければならぬのじやないか、この財政的措置に万全を期して、これに努力をいたしまして、そうしてその財源の許す最高限度において誠心誠意、でき得るだけ速かにこれを成立のときから逡及をして実施をいたし、公務員諸君に利益をもたらすことができるように努力をする、そういう意味においてできるだけ速かに逡及を実施するように努力するということに衆議院側としてもいたしたいと思ひます。

○小野哲君 只今のはこの成案が実施に移される場合におきまして、いつから適用するかということについての御意見と拜承いたしました。この点了承をするか、この時期はいつ一体提案をするか、この時期につきましては、次期国会と了解してよろしいかどうか、この点を重ねて伺つておきたい。
○田中伊三次君 これは順序をいたしましては人事院が給與法の二十四條によつて勧告を先ず行ふ、その勧告に基づいて政府は法案を作成をいたしました。次期国会に恐らく提出することになると思ひます。そこで問題は勧告がなければ政府は提案ができません。そこでその勧告の見通しでございますが、これは人事院の権限に属すること、今日言明はいたしかねると思ひます

すが、先ず政治的に議院の状況を汲取りまして、我々が推測いたしますところでは、少くとも七月の終りから八月の初めには修正の勧告を人事院がするのではないかと、政府はそれを期待しておられますから、それが出ましたならば直ちに財政的措置を考えまして、そうして法案の作成に取急ぐと思ひます。
○木下源吾君 今の趣旨はおつしやる通りであります。とにかくこの問題は今回の二月十二日勧告の延長として進んでおるわけでありまして、そういう点を十分お互いに了解して、新しい勧告が行われるということは期待しませんが、行われぬという場合に、は両院がやはり協力して次期国会に行わせるように一つ努力をして、「了解」と呼ぶ者あり)
○議長(倉石忠雄君) これ以上御意見もないようでありますから採決いたします。

○木下源吾君 採決して頂いてもいいのですが、実はこれは協議事項以外だと私は考へております。しばしば懇談の際にお話が出まして、今後の追加というふうな問題についてこれは地域給の設定に伴う今日までの状況を見まするといふので、いろいろ複雑になつておりますので、出来得る限り今後はこういうことにならないように私どもは氣をつけたい。従つて今後の勧告に対してはやはり両院において共同で、つまり作業と言ひますか、そういうふうなことを一つ実現するような機会をお互いに求めることに努力したい、

が、先ず政治的に議院の状況を汲取りまして、我々が推測いたしますところでは、少くとも七月の終りから八月の初めには修正の勧告を人事院がするのではないかと、政府はそれを期待しておられますから、それが出ましたならば直ちに財政的措置を考えまして、そうして法案の作成に取急ぐと思ひます。
○木下源吾君 今の趣旨はおつしやる通りであります。とにかくこの問題は今回の二月十二日勧告の延長として進んでおるわけでありまして、そういう点を十分お互いに了解して、新しい勧告が行われるということは期待しませんが、行われぬという場合に、は両院がやはり協力して次期国会に行わせるように一つ努力をして、「了解」と呼ぶ者あり)
○議長(倉石忠雄君) これ以上御意見もないようでありますから採決いたします。

こういふふうにて考へております。(賛成「異議なし」「同感」と呼ぶ者あり)
○議長(倉石忠雄君) それでは只今草案君から提示されました協議案に御賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(倉石忠雄君) 起立議員であります。よつて只今の協議案は協議会の成案となりました。

なお成案の案文整理等につきましては、議長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(倉石忠雄君) 御異議がなければさうに決定いたします。それではこれにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

賛成者及び氏名 十九名

- 西村 久之君 岡西 明貞君
- 福永 健司君 田中不敏三君
- 田中伊三次君 藤枝 泉介君
- 淵上房太郎君 水田三喜男君
- 村上 勇君 草葉 隆圓君
- 館 哲二君 加藤 武徳君
- 宮田 重文君 小野 哲君
- 溝口 三郎君 木下 源吾君
- カニエ邦彦君 油井賢太郎君
- 紅露 みつ君

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案
別表第六の備考に次の一項を加える。

本表は、暫定的のものであつて、なるべく速かに昭和二十七年五月六

日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。
附則は参議院議決の通りとする。
その他は衆議院議決の通りとする。

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷行